

東濃中部病院事務組合規約（案）に対するご意見と市の考え方

【 東濃中部病院事務組合規約(案)についてパブリックコメント募集 】

1. 募集期間： 令和3年1月4日(月) ～ 令和3年2月1日(月) 29日間
2. 閲覧場所： 土岐市ホームページ、市役所政策推進課窓口、各支所窓口、保健センター、土岐市立総合病院窓口
3. いただいたご意見の総数： 12件（7名）

組合規約(案)に対するご意見と市の考え方は、下記のとおりとなります。

No.	組合規約(案)に対するご意見	市の考え方
1	病院は全市民のものです。市民代表の組合参加、意見を広く聞く機会を規約に入れてください。	・組合を設立するため、土岐市と瑞浪市との合意事項として規約を定めることとなっております。公選による市長が管理者となり、組合議員は両市議会議員からの選出としていますので、民意は反映されるものと考えております。
2	組合議員は両市の議会から同数ずつ選出される案ですが、両市から市民公募はできないですか。	・新病院の基本構想の策定など事案に応じ、意見募集や説明会など直接的に市民意見をお聴きする機会を設けることについて検討していきます。